

## 金融商品会計基準対応の金融商品の時価評価サービスを開始 ～平成22年3月期から強制適用される金銭債務(CB等)の評価にも対応～

株式会社プルータス・コンサルティング(本社：東京都港区、代表取締役：野口 真人、中嶋 克久(公認会計士))は、平成22年3月31日以後終了する事業年度から強制適用される改正企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」に基づく、金融商品の時価評価サービスを開始いたしました。特に平成22年3月期から金銭債務(転換社債など)の評価も必要になったことから、これらの対応も適時に行うサービス体制を整備しました。

### 【サービス開始の背景】

従来、有価証券やデリバティブ取引等に限定されていた時価等の開示対象が金融商品全般に拡大されたことに伴い、平成22年3月期決算より、金銭債務(社債や借入金など)の時価評価が必要となります。金融商品取引所に上場されている社債を除けば、通常、金銭債務には活発な市場が存在しない場合が多いため、容易に時価を把握することができません。そのため、何らかの算定方法により金銭債務の時価を評価することになりますが、金銭債務の時価の算定においては、企業自身の信用リスクを適正に評価に反映する必要があり、算定方法及び時価評価額には客観性も求められます。

また、金銭債務の適正な時価を算定するために評価モデルを構築する場合、多額の算定コストがかかり、評価にも時間を要することが一般的です。特に、転換社債型新株予約権付社債(CB)は、特殊な条件が付されていることが多く、これら固有の特性を適正に評価に反映させなければ、適切な評価にはなりません。

プルータスは、過去に第三者機関としてCB等の金銭債務を100件以上評価してきた経験があります。この経験を基に、本適用指針に準じて、CB等の金銭債務時価評価サービスを適正かつ速やかに提供します。

## 【サービスの特徴】

### ・コストパフォーマンス

本サービスでは、プルータスがクライアントからの依頼を受け、評価モデル等を個別にカスタマイズ及び構築するため、複雑な金融商品も時価評価が可能です。また、システムのパッケージ販売による金融商品の時価評価サービスと比べ、初期費用の負担が少ないのが特徴です。なお、お申込みから最短5営業日で評価結果を提供します。

### ・コンサルティング

金融商品会計基準に準拠した金融商品の時価の適正な評価に加え、クライアントのニーズに合わせて、プルータスのエキスパート集団が金融商品の詳細なリスク分析、シナリオ分析も提供します。

### ・株式会社プルータス・コンサルティングについて

株式会社プルータス・コンサルティングは、企業財務、金融工学、会計・税務の分野に精通したエキスパートにより運営される独立系コンサルティング・ファームです。有価証券の公正価値評価のみならず、発行スキームの提案及び具体的な商品設計を通じて、クライアントの背景にある課題を解決するための総合的なサポートを実行します。

### ・本サービスに関するお問い合わせ先

株式会社 プルータス・コンサルティング

東京都港区赤坂2-17-22 赤坂ツインタワー本館2階

担当 : Business Development Department 岡田 根岸 上月

TEL : 03-5561-6861(代表)

ホームページ <http://www.plutuscon.jp/>

本ニュースリリースに掲載されているサービス内容、サービス・製品の価格、仕様、その他の情報は、発表日現在の情報です。その後予告なしに変更となる場合があります。また、ニュースリリースにおける計画、目標などは様々なリスクおよび不確実な事実により、実際の結果が予測と異なる場合もあります。あらかじめご了承ください。